

企業の経営者・人事労務担当者の皆様へ
女性活躍推進に向けた

専門家派遣のご案内



女性を含む様々な人材が活躍できる
職場づくりに向けて、専門家を派遣し、
コンサルティングを行います。

令和4年4月1日から、一般事業主行動計画の策定・届出の義務が常時雇用する労働者数101人以上の企業へと拡大されました。

専門家派遣でどんなことができるの？

一般事業主行動計画策定等の支援

「一般事業主行動計画」の策定に向けて、女性活躍に関する状況把握や課題分析、数値目標や取組内容等について、アドバイスを行うほか、「えるぼし*」取得に向けた支援を行います。

女性のキャリアアップの取組への支援

「評価・昇進、仕事の割り振りなどにおいて男女差がある」などの課題に対し、専門家が人事担当者と一緒に、中長期的な採用・人材育成計画の作成やキャリアアップのための教育体制の強化などの取組を支援します。

柔軟な働き方ができる環境整備への支援

誰もが働きやすく、多様な人材が活躍できる職場を目指して、就業規則の整備や育児・介護両立支援、在宅勤務やテレワークの導入など、働き方の見直しに向けた取組を支援します。

職場の意識改革のためのセミナーの開催

「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」に関するセミナーや管理職向けセミナーなど、企業が抱える課題やニーズに応じて、セミナーの企画から実施までを支援します。

* 女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした事業主は、厚生労働大臣の認定（えるぼし認定）を受けることができます。

お気軽にご相談ください。

対象 県内企業・事業所 方法 訪問支援・オンライン相談・電話によるサポート等を行います。(1社につき4回程度)

申込方法



専用ホームページのエントリーフォームからお申込みください。

URL: <https://public.lec-jp.com/josei-fukuoka/>



092-741-5609

裏面のFAX申込書に必要事項をご記入の上、左記FAX番号にお送りください。



二次元コードからもお申込みいただけます。

※県によるアンケート・情報提供にご協力をお願いいたします。